

## 警察通信に関する訓令

〔 最終改正 令和3.3.8 京都府警察本部訓令第4号 〕

### (概要)

京都府警察の適正な警察通信の運用及び管理を推進するため、必要な事項を定めたもので、昭和51年5月1日から施行しています。

その内容は、

- 通信統制官の指定、業務
- 通信使用上の留意事項
- 無線通信
- 無線機器等の保管管理

等です。